

福岡県公報

平成十九年三月二十三日
第二千六百五十六号
増刊 ①

福岡県規則第十一号

福岡県都市公園の管理及び運営を委託する公益法人の要件を定める規則及び福岡県都市公園の管理及び運営を委託する公益法人を指定する規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

一 福岡県都市公園の管理及び運営を委託する公益法人の要件を定める規則（昭和五十六年福岡県規則第二十八号）

二 福岡県都市公園の管理及び運営を委託する公益法人を指定する規則（昭和五十六年福岡県規則第二十九号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。 平成十九年三月二十三日

福岡県規則第十二号

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県知事 麻生 渡

福岡県都市公園条例施行規則（昭和五十二年福岡県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第五号及び第六号中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

（総務事務センター）

……四

訓 令

○福岡県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

（保健福祉課）

……二

規 則

福岡県都市公園の管理及び運営を委託する公益法人の要件を定める規則及び福岡県都市公園の管理及び運営を委託する公益法人を指定する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年三月二十三日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十三号

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規

附 則

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成八年福岡県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第二号中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年三月二十三日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十四号

福岡県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成八年福岡県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「（以下「記録者」という。）」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月二十三日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十六号

福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則（平成八年福岡県規則第二号）の一部を次のように改正する。

一 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

二 前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県知事 麻生 渡

福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年三月二十三日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十五号

福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則の一部を改正する規則

福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則（平成八年福岡県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「（以下「記録者」という。）」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月二十三日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十七号

福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（平成五年福岡県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項中「、養護老人ホーム」を削り、同表五の項を次のように改める。

一 前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

五

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害福祉サービス事業（同法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。以下「障害福祉サービス事業」という。）のうち居宅介護、行動援護又は外出介護を行う事業所の従業者で、その主たる業務が介護等である者が行う業務

別表第一の七の項を削り、同表六の項中「第四十一条第一項」及び「第七条第六項」を削り、「訪問介護をいう。」の下に「又は指定介護予防訪問介護（同法に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する同法に規定する介護予防訪問介護をいう。）」を加え、同項を同表七の項とし、同表五の項の次に次の一項を加える。

障害福祉サービス事業のうち障害者デイサービスを行う施設の介護職員及び当該施設の長が行う業務

、「通所リハビリテーションをいう。」）を「通所リハビリテーションをいう。以下同じ。」若しくは指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）に改め、「第七条第十四項」を削り、「短期入所療養介護をいう。」）を「短期入所療養介護をいう。以下同じ。」若しくは指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）に改め、同項を同表一四の項とし、同表一〇の項中「指定居宅サービス」を「指定地域密着型サービス」に改め、「第七条第十五項」を削り、「認知症対応型共同生活介護をいう。」）の下に「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。）」を加え、「介護従事者」を「介護従業者」に改め、同項を同表一三の項とし、同表九の項の次に次の三項を加える。

二二	一一	一〇
<p>指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）の介護従業者及び当該施設の長が行う業務</p>	<p>認知症対応型通所介護（認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防認知症対応型通所介護（同法に規定する指定地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）に該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）を行なう施設（老人デイサービスセンターを除く。）の介護職員及び当該施設の長が行う業務</p>	<p>指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の訪問介護員が行う業務</p>

別表第一の「二五の項中「生活指導員」を「生活相談員」に改め、「(平成十一年厚生省令第三十七号)」の下に「又は「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成十八年厚生労働省令第三十四号)に規定する生活相談員、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成十八年厚生労働省令第三十五号)又は「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指

定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成十八年厚生労働省令第三十六号）」を加え、同表二九の項チ中「（平成八年五月十日児発第四百九十六号厚生省児童家庭局長通知）」を削り、同項テ中「身体障害者福祉法に規定する身体障害者デイサービス事業又は身体障害者短期入所事業」を「障害福祉サービス事業のうち短期入所、障害者デイサービス又は共同生活援助」に改め、同項中ニ及びヌを削り、ネをニとし、ノを削り、同項ハ中「該当する通所介護」の下に「、指定介護予防通所介護若しくは同法に規定する基準該当介護予防サービス（以下「基準該当介護予防サービス）」という。」に該当する介護予防通所介護」を加え、「（指定居宅サービスに該当する同法に規定する短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護」という。）」を削り、「該当する短期入所生活介護」の下に「、指定介護予防短期入所生活介護若しくは基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護」を加え、同ハを同項ヌとし、同項ヒ中「（指定居宅サービスに該当する介護保険法に規定する通所リハビリテーションをいう。）」を「若しくは指定介護予防通所リハビリテーション」に、「（指定居宅サービスに該当する同法に規定する短期入所療養介護をいう。）」を「若しくは指定介護予防短期入所療養介護」に改め、同ヒを同項ネとし、同ネの次に次のように加える。

ノ 指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設（老人デイサービスセンターを除く。）において、生活相談員及び当該施設の長が行

別表第二の二九の項中フをハとし、ヘをヒとし、同項ホ中「高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業を行っている高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業の実施について」（平成二年八月二十七日老福

第百六十八号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）に基づく高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業を行っている高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業の実施について」（平成十三年五月二十五日老発第二百十三号厚生労働省老健局長通知）に基づく「高齢者住宅等安心確保事業」を行っている高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）や高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）による高齢者向け優良賃貸住宅及び高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅）等」に改め、同ホを同項フとし、同項中マをヘとし、ミの前に次のように加える。

ホ 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」に規定するホームレス総合

相談推進事業実施要領に基づくホームレス総合推進業務を行っている事業所において、相談援助業務を行っている専任の職員及び当該施設の長が行う業務

マ 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」に規定するホームレス自立支援事業実施要領に基づくホームレス自立支援センターにおいて、生活相談指導員及び当該施設の長が行う業務

別表第一中二九の項を三〇の項とし、二八の項を二九の項とし、二七の項の次に次の二項を加える。

二八	介護保険法に規定する地域包括支援センターにおいて、同法に規定する包括的支援事業に係る業務を行っている職員及び当該施設の長が行う業務
----	---

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の規定は、平成十八年四月一日以降福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例第三条に規定する貸与契約を締結する者から適用する。



福岡県訓令第四号

本府
出先機関

労働委員会事務局

福岡県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月二十三日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

福岡県職員安全衛生管理規程（平成元年四月福岡県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表中

改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

右記以外の出先機関で課長を置く出先機関	事務長
右記以外の出先機関で課長を置く出先機関	庶務担当課長

に を

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
九福岡市
チ博多区
| 東比
エ惠二
ツ株目
式九
会一
社号

定価
一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)